

島田市立大津小学校 いじめ防止基本方針

基本方針

- いじめは教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であるという視点を持ち、教育活動を行っていく。
- いじめは、人間として絶対に許されない行為であるという認識を子供に育み、徹底させていく。
- 「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という観点から、学校・保護者・地域が一丸となって、子供を育み抜く体制を整えるように努めていく。
- 子どもが「楽しい」「わかった」といえる授業を展開し、子供の自己有用感、自己存在感を育てていく。

【保護者・地域との連携】

- 保護者面談や学級懇談会等により、家庭や地域での子供の様子をつかむ。
- 学校だよりや学年だより、学級懇談会などの場を十分活用し、家庭と学校との共通化を図る。
- 教育相談日を設け、直接顔を見て話し、保護者との連携を図る。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 担任一人で抱え込むことなく、チーム大津で対応する。報告・連絡・相談を密にし、よりよい方策を学校全体で考える。（職員会議、教務会、心づくり部会において子供の様子を共通理解し、指導にあたる。）
- 生徒指導研修を学期ごと設定し、いじめ防止のための資質の向上を図っていく。

【関係機関等との連携】

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに定期的に学校全体の様子や子供の様子を観察してもらい機会を設け、助言をもらう。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えたケース会議を行う。
- 必要に応じて、子育て応援課と情報共有をする。

いじめ対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任
PTA会長・学校運営協議会委員
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

全教職員

【未然防止】

- 「ありがとう」を言う場面、言われる場面を意図的に仕掛け、価値付けを行い、温かい心を育てていく。
- 各教科等、道徳教育、特別活動等、教育活動全体を通して心を育てていく。
- 人間関係力を高める指導をしていく。
- 友達のおさや自分のよさを「見える」形で掲示することで、温かな人間関係を築き、自己肯定感や自己有用感を高めていく。
- 善い行いは「きらきら通信」で学校全体に広めていく。
- キャリアパスポートに記録をすることで、自身の生活をふり返り、新たな目標に向かう意欲を高めていく。

【早期発見】

- 「学校生活アンケート」を学期ごと、「こころの体温計」の調査を随時行い、いじめの予兆を把握するようにする。
- 日々の子供たちの様子を丁寧に観察し、日常の小さな変化を見逃さないようにする。
- 担任だけでなく、全職員で子供の状況を共通理解し、学校全体での連携を図るようにする。
- 家庭学習カードや連絡帳などを通して、保護者と連絡を取り合いながら情報を共有できるようにする。

【早期対応】

- 子供の話や保護者の話をしっかり聞く。その場の表れだけを見て判断するのではなく、なぜその言動に至ったのかをしっかりとらなむ。
- いじめの訴えがあった場合、当該児童から即時話を聞き、事実の確認をし、適切な支援を行う。いじめた子供に対しても、丁寧に指導していく。問題の解消、再発防止、人間関係の再構築に努める。
- いじめに関わる情報を全職員、保護者と共有し、途中経過も伝えていく。

【継続支援・重大事態への対応】

- 安心して教育が受けられるように、被害者やその保護者を支援していくとともに、加害者に対しても指導またはその保護者に対する助言を継続して行う。
- 学校運営協議会で、いじめ防止の話題を取り上げ、重大な案件があればすぐに対応できる体制を作っておく。
- いじめ行為が犯罪行為として扱うべきである場合は、いじめ対策委員会で調査を行い、市教育委員会に報告する。市教育委員会の指導のもと、所轄の警察署に通報し連携を図り、対応する。